

山梨県公報

第千八百二十四号

平成二十年

一月二十四日

木曜日

目次

保安林の指定の解除の予定……………三三

道路の区域変更……………三三

道路の供用開始……………三三

建築基準法に基づく道路位置指定（三件）……………三四

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………三四

富士川上流域森林計画の変更案の縦覧……………三五

富士川中流域森林計画の変更案の縦覧……………三五

山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧……………三五

土地改良区役員の退任……………三五

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三五

監査委員……………三五

公安委員会……………三六

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三六

告示

山梨県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南巨摩郡身延町根子字赤沢四五六〇の五
- 二 保安林として指定された目的

- 三 土砂の流出の防備
- 解除の理由
- 道路用地とするため

山梨県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年二月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石和温泉停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市石和町市部字西町一一四番の四地 先から 笛吹市石和町市部字西町一一〇番の一地 先まで	一一・四 一五・七	一四・〇 二六・二		六二・〇

山梨県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年二月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	富士吉田西	南都留郡西桂町倉見二二五番の	九〇・〇	平成二十年
桂線		一地先から		一月二十四
		南都留郡西桂町倉見二二三番の		日
		一地先まで		

山梨県告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月二十四日

一 道路の位置 山梨県知事 横 内 正 明

南アルプス市十日市場字角力場一五二八番一

二 道路の幅員

五・〇メートル

三 道路の延長

二一・五六メートル

山梨県告示第二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月二十四日

一 道路の位置 山梨県知事 横 内 正 明

南アルプス市十日市場字角力場一五二八番三〇

二 道路の幅員

五・〇メートル

三 道路の延長

二五・五三メートル

山梨県告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（富士吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月二十四日

一 道路の位置 山梨県知事 横 内 正 明

南都留郡忍野村忍草字土手下九二三番四

二 道路の幅員

四・五〇メートル

三 道路の延長

三四・九三メートル

公 告

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 ありんこ	グループホーム そよかぜ	富士吉田市下吉田 五六二番地	共同生活援助	知的障害者
梨北農業協同 組合	りほくケアネッ トワーク	韮崎市巾着町中條 一〇三二番地一	居宅介護・重 度訪問介護	身体障害者・ 知的障害者・ 児童・精神障 害者
社会福祉法人 幸生会	エスペランサ	甲府市西高橋町字 第二整理地三二八 番地一	生活介護	知的障害者
社会福祉法人 さかき会	みらいコンパニ ー	南アルプス市上宮 地一一四三番地	生活介護	知的障害者・ 精神障害者

社会福祉法人 さかき会	みらいコンパニ ー	南アルプス市上宮 地一四三番地	就労移行支援 B型	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 さかき会	みらいコンパニ ー昭と分場みら いファーム	中巨摩郡昭和町紙 渡阿原一八〇八番 地二	生活介護	知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 さかき会	みらいコンパニ ー昭と分場みら いファーム	中巨摩郡昭和町紙 渡阿原一八〇八番 地二	就労移行支援 B型	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 さかき会	みらいコンパニ ー昭と分場みら いファーム	中巨摩郡昭和町紙 渡阿原一八〇八番 地二	就労継続支援 B型	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者

● 富士川上流域森林計画の変更案の縦覧
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により富士川上流域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県中北林務環境事務所及び峡東林務環境事務所において、この公告の日から平成二十年二月二十五日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横内正明

● 富士川中流域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により富士川中流域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県峡南林務環境事務所において、この公告の日から平成二十年二月二十五日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横内正明

● 山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により山梨東部地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県富士・東部林務環境事務所において、この公告の日から平成二十年二月二十五日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横内正明

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横内正明

退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	石井 丑蔵	韮崎市神山町鍋山一七五九	平成十九年十二月三十一日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十年一月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡昭和町紙渡阿原字前田一七二四の一、一七二四の二、一七二四の三、一七二四の四、一七二四の五、一七二四の七及び一七二四の八の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により、告示する。

平成二十年一月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

別表第一中

二五二 中巨摩郡竜王町西八幡一、〇八六番地先（県道甲府南アルプス線と町道との十字路交差点）	下八幡二	平五・四・一五 告示 第一六号
--	------	--------------------

二五二 甲斐市西八幡一、〇八六番地先（県道甲府南アルプス線と町道との十字路交差点）	下八幡二	平成二〇年一月二四日 告示第四号
--	------	---------------------

一六二 南都留郡鳴沢村大田和三、六一八番地先（国道一三九号と村道二五六号線と村道五号線との十字路交差点）	大田和西	平成一九年一月一日 告示第一〇二号
---	------	----------------------

一六二 南都留郡鳴沢村大田和三、六一八番地先（国道一三九号と村道二五六号線と村道五号線との十字路交差点）	大田和西	平成一九年一月一日 告示第一〇二号
---	------	----------------------

位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市古上条町十一番地一 有限会社明和ホーム 代表取締役 依田由紀夫

監査委員

山梨県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十年一月二十四日

山梨県監査委員	野 田 金 男
同	中 込 孝 元
同	清 水 武 則
同	高 野 剛

○峡東地域県民センター

1 監査執行年月日 平成一九年六月七日

2 監査対象期間 平成一八年度

3 指摘事項 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務についていくつか不適切な処理があった。

4 講じた措置 改善すべき具体的な事項については、改善を図った。今後は、財務に関する事務の強化を図り、適正な事務執行に努める。

一六三	南都留郡忍野村忍草一、三四〇番地一先(村道入角丸尾岸線と村道横川奥割線との交差点)	入角	平成二〇年一月二四日 告示第四号
-----	---	----	---------------------

に改める。
別表第十中

五、二二三	県道白井甲州線(圭林バイパス)	笛吹市境川町前間田二二〇番地先(十字路交差点)	一 笛吹 平成一九年二月一三日 告示第一一七号
-------	-----------------	-------------------------	----------------------------------

を

五、二二三	県道白井甲州線(圭林バイパス)	笛吹市境川町前間田二二〇番地先(十字路交差点)	一 笛吹 平成一九年二月一三日 告示第一一七号
五、二二三	市道	中央市成島一、八六一番地一先(十字路交差点)	一 南甲 平成二〇年一月二四日 告示第四号
五、二二三	市道	中央市成島一、九九三番地先(丁字路交差点)	一 南甲 平成二〇年一月二四日 告示第四号
五、二三四	市道	中央市下河東四七二番地先(丁字路交差点)	一 南甲 平成二〇年一月二四日 告示第四号
五、二三三	市道	中央市成島二、〇二七番地先(丁字路交差点)	一 南甲 平成二〇年一月二四日 告示第四号

五、二三六	村道	南都留郡忍野村忍草一、三四〇番地一先(入角交差点)	二 富士 平成二〇年一月二四日 告示第四号
-------	----	---------------------------	--------------------------------

に改める。
別表第十四中

一、四 七六	県道敷島竜王線	中巨摩郡敷島町亀沢三、一三六番地先(保坂義玄方北側)から中巨摩郡敷島町亀沢二、三二六番地先(仙久保橋北詰)までの両側	七九〇 車両 (原付・けん引②③を除く)	四〇 甲府 平一〇・九・一四 告示 第四五号
-----------	---------	--	----------------------------	------------------------------------

を

一、四 七六	県道敷島竜王線	甲斐市亀沢三、一三六番地先から甲斐市亀沢四、二二〇番地先(甲府レジン西側)までの両側	二、二九〇 車両(原付・けん引②③を除く)	四〇 斐崎 平成二〇年一月二四日 告示第四号
-----------	---------	--	--------------------------	---------------------------------

に改める。
別表第十五中

四一六	県道敷島竜王線	中巨摩郡敷島町亀沢三、一三六番地先(保延義玄方北側)から中巨摩郡敷島町亀沢二、三二六番地先(仙久保橋北詰)までの両側	七九〇 車両	終日 甲府 平一〇・九・一四 告示 第四五号
-----	---------	--	-----------	------------------------------------

四一六	県道敷島竜王線	甲斐市亀沢三、一三六番地先から甲斐市亀沢三、九二七番地先までの両側	一、七九〇	車両	終日	葦崎	平成二〇年一月二四日 告示第四号
-----	---------	-----------------------------------	-------	----	----	----	---------------------

四六一	市道赤坂線	富士吉田市上吉田三、四六四番地の二先（桂橋交差点）から富士吉田市上吉田六、一一一番地先（鐘山北交差点）までの両側	六三五	車両	終日	富士吉田	平成一九年三月二日 告示第二八号
-----	-------	--	-----	----	----	------	---------------------

四六一	市道赤坂線	富士吉田市上吉田三、四六四番地の二先（桂橋交差点）から富士吉田市上吉田六、一一一番地先（鐘山北交差点）までの両側	六三五	車両	終日	富士吉田	平成一九年三月二日 告示第二八号
四六一	県道敷島竜王線	甲斐市亀沢三、九三八番地先から甲斐市亀沢四、二二〇番地先（甲府レジン西側）までの両側	四〇〇	車両	終日	葦崎	平成二〇年一月二四日 告示第四号

に改める。
別表第十六中

八、七四五	町道	中巨摩郡玉穂町若宮五〇番地の三先（イツモアショッピングセンター南側）	南甲府	平七・五・二五	告示 第二八号
-------	----	------------------------------------	-----	---------	------------

八、七四五	削除		南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
-------	----	--	-----	---------------------

一〇、五〇三	村道横川奥割線	南都留郡忍野村忍草一、四六六番地先（間中宏之方南側・東進車両）	富士吉田	平成一九年一月一七日 告示第六一号
一〇、五〇四	村道横川奥割線	南都留郡忍野村忍草一、三三六番地先（長田勇三方南側・西進車両）	富士吉田	平成一九年一月一七日 告示第六一号

一〇、五〇三	削除		富士吉田	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一〇、五〇四	削除		富士吉田	平成二〇年一月二四日 告示第四号

一一、二四六	市道	上野原市上野原一、八八四番地二先（丁字路交差点・東進車両）	上野原	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
--------	----	-------------------------------	-----	-----------------------

一一、二四六	市道	上野原市上野原一、八八四番地二先(丁字路交差点・東進車両)	上野原	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二四七	市道	中央市若宮五一番地四先(サングリーンファンテ東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二四八	市道	中央市成島一、八五四番地一先(エスポワール・コリ又北側丁字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二四九	市道	中央市成島一、八六一番地一先(十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二五〇	市道	中央市成島一、九九三番地先(玉穂カンファレンス東側丁字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二五一	市道	中央市下河東四七二番地先(鴻臚館南側丁字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二五二	市道	中央市成島一、七九八番地先(丁字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二五三	市道	中央市成島二、〇二七番地先(ル・ヴァン南側丁字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二五四	市道	中央市成島一、七三六番地二先(丁字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号

一一、二五五	市道	中央市下河東一、六八五番地先(丁字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二五六	市道	中央市下河東一、七三四番地三先(十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二五七	市道	中央市下河東一、七四八番地一先(十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二五八	市道	中央市下河東二、二七二番地先(十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二五九	市道	中央市下河東一、八三六番地三先(十字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二六〇	市道	中央市下河東九三七番地先(十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号
一一、二六一	市道	中央市下河東一、八五六番地三先(十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二〇年一月二四日 告示第四号

に改める。

別表第十九中

一八〇	国道一四〇号	山梨市万力一、〇九九番地先(フールツ公園入口交差点)から山梨市万力七五二番地先(西関東連絡道路万力ランプ交差点)までの両側歩道(五二〇メートル)	日下部	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
-----	--------	--	-----	-----------------------

一八〇	国道一四〇号	山梨市万力一、〇九九番地先（フールツ公園入口交差点）から山梨市万力七五二番地先（西関東連絡道路万力ランプ交差点）までの両側歩道（五二〇メートル）	日下部	平成一九年二月一日 三日 告示第一一七号
一八一	国道四一〇号 山勝沼線	甲州市塩山上於曾一、〇四〇番地先（甲州市役所前）から甲州市塩山赤尾六一三番地二先（赤尾交差点）までの両側歩道（九二〇メートル）	日下部	平成二〇年一月二四日 告示第四号

に改める。
別表第二十七中

二六	県道市川大門 門 線	西八代郡市川大門町黒沢八九六番地の二先（黒沢交差点）から南巨摩郡鰍沢町駅前通一丁目五七七番地先（小池梅代方北側）までの両側	五二〇	車両	終日	市川	平九・三〇 告示 第一七号
----	------------------	---	-----	----	----	----	---------------------

二六	県道市川三郷 線	西八代郡市川三郷町黒沢八九六番地の二先（黒沢交差点）から南巨摩郡鰍沢町駅前通一丁目五七七番地先（小池梅代方北側）までの両側	五二〇	車両	終日	鰍沢	平成二〇年一月二四日 告示第四号
----	-------------	---	-----	----	----	----	---------------------

二七	県道敷島竜王 線	甲斐市亀沢三、九二七番地先から甲斐市亀沢三、九三八番地先までの両側	一〇〇	車両	終日	葦崎	平成二〇年一月二四日 告示第四号
----	-------------	-----------------------------------	-----	----	----	----	---------------------

に改める。